

外 議 号 21  
平成21年6月19日

南会津町議会議員 各位

南会津町議会  
議長 渡部 康吉



南会津町議会中継システムの運用開始について（通知）

このことについては、先の議会活性化対策特別委員会において提案され、平成20年度の補正予算に計上し繰越事業によって、この度、竣工の運びとなりました。

この議会中継システムは6月19日から、別紙「南会津町議会中継システム運用方針」に基づき稼働することとなりましたので通知いたします。

なお、内容については各常任委員会で説明させていただきます。

南会津町議会中継システム運用方針を次のとおり定める。

平成 21 年6月19日

南会津町議会議長 渡部 康吉

## 南会津町議会中継システム運用方針

(目的)

第1条 この方針は、議会中継システム運用について必要な事項を定めるものとする。

(議会中継する会議)

第2条 議会中継する会議は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 南会津町議会定例会及び臨時会
- (2) その他議長が必要と認める会議

(中継する画像)

第3条 中継する画像は、会議における発言者の上半身とする。

(議会中継の画像の収録)

第4条 開かれた議会を実現するため、議会中継された会議を記録媒体に収録し、町民の議会に関する意識高揚を図ることを目的に使用する。

(記録媒体の保存)

第5条 収録した記録媒体は、南会津町議会事務局で管理するものとし、保存期間は収録の日から起算し5年とする。

(申請等)

第6条 記録媒体の貸し出し等については、南会津町情報公開条例(平成18年条例第22号)を準用する。

2 申し込み用(様式第1号)に所定の事項を記入の上、文書、ファクシミリ及び電子メールの何れかで申し込むものとする。

3 利用者は記録媒体を紛失し、または破損することのないよう取扱いには十分注意して管理しなければならない。

(禁止事項)

第7条 記録媒体からの複写は禁止する。

(その他)

第8条 この方針に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この方針は、平成 21 年6月 19 日から施行する。

# 南会津町議会会議の記録媒体借用申請書

南会津町議会議長 様

平成 年 月 日

住 所 南会津町

申 請 者 氏 名

電 話

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、  
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名 〕

南会津町議会本会議の記録媒体の借用について、下記のとおり申請します。

会議等の名称	定例会	平成 年 月 日 定例会 平成 年 月 日
		(内容)
	臨時会	平成 年 第 回臨時会 平成 年 月 日
		(内容)
利用の目的		
借用期間	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日 (貸出期間は、原則として10日間以内)	

※ 貸し出しの条件

- ① 借主の責任において保管・管理すること。
- ② 利用目的以外の視聴を禁ずる。
- ③ 記録媒体からの複写を禁ずる。
- ④ 第三者への貸し出しは禁ずる。

事務局長	書 記

返 却 日	返却確認	備 考
平成 年 月 日		